

標 題：

双方向VHF無線電話装置及び406MHz衛星
EPIRBの性能基準の改正について

NKテクニカル インフォメーション

No. : 1 4 6

Date : 平成 6 年 8 月 2 9 日

関係船主、造船所 各位

船舶の無線通信設備のGMDSS設備への段階的移行の一環として、全ての船舶にIMOの定める性能基準に適合した双方向VHF無線電話装置及び406MHz衛星EPIRBを搭載するよう要求されていることは既にNKテクニカルインフォメーション No. 102 にてお知らせしたとおりです。その性能基準がIMO第18回総会（1993年11月開催）において一部改正され総会決議 A. 762(18)及び A. 763(18)として採択されました。この改正には、既に装備されたものにも適用される部分もありますので、その要旨を以下の通りお知らせ致します。

記

1. 双方向VHF無線電話装置（88改正第Ⅲ章第6.2.1規則）

1.1 改正事項（追加要件）

装置は、非常に目立つ黄色又はオレンジ色であるか、黄色又はオレンジ色のマーキングテープで識別されていること。

1.2 改正の適用

既に搭載されているものを含め全ての双方向VHF無線電話装置に適用。

（上記の要件に適合しないものがあれば、対策等をメーカーに問い合わせる必要がある。）

2. 406MHz衛星EPIRB（88改正第Ⅳ章第7.1.6規則）

2.1 改正事項（追加要件）

ホーミング信号として、121.5MHzの発信機能を附加すること。

2.2 改正の適用

1994年11月4日以降新たに備えられる機器に適用。

（殆ど全ての製品は既にこの要件に適合しているが、念のため適用期日以降に備えるものについては、注意が必要となる。）

以 上